

回 覧 令和4年10月15日(三股町)代表☎:52-1111

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | | | | | | |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | | | | | | | | | |

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

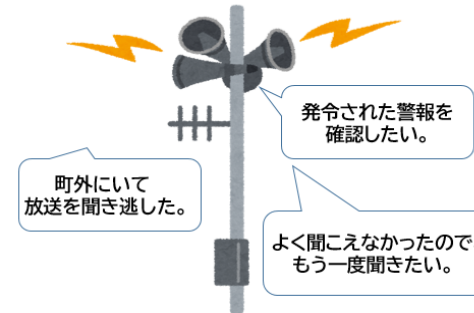
- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------------------|-------|--|
| 〈お知らせ〉 | 1 | ◆「令和4年度三股町表彰式」を実施します ◆長田峡ライトアップを開催します |
| | 2 | ◆「第6回みまた㊦霧島パノラマまらそん」開催！ ～霧島連山を眺め、三股路を駆け抜けてみませんか！～ |
| | 3 | ◆令和5年三股町はたちの成人式を開催します ◆木造住宅の耐震診断費用の一部を補助します |
| | 4 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています |
| | 5 | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| 〈保健と福祉〉 (一般) | | ◆献血バスによる献血を実施します |
| 〈保健と福祉〉 (子ども) | 6 | ◆令和5年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも
同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの方が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係
☎52-1110 (直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|---|
| 〈農林畜産業関連〉 | 7 | ◆肥料価格高騰対策事業のお知らせ(第1回受付) |
| | 8 | ◆11月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| | 9 | ◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| 〈相談〉 | | ◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します |
| | 10 | ◆「人権相談」を実施します ◆「行政相談」を実施します |
| | 11 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |

第2弾！

みまた㊦焼肉&おかずのテイクアウト セット券販売中！！

セット券①:限定200セット
その場で食べれる焼肉セット券
焼台セッティング、炭、皿、はし付き
2人前 2,500円(税込み)
(牛・豚・鶏・ウインナー・スパイス・たれ)

セット券②:限定540セット
公園で食べてもOK
町内飲食店特製 おかずセット券
約3人前 2,500円(税込み)

- 販売場所 = 町商工会
 - 引渡日 = 11月6日(日) 午前11時～午後4時
 - 会場 = 上米公園
- ※セット券1枚購入ごとに町商工会オリジナル商品券500円分プレゼント！
くじ引き抽選もあります

★お問い合わせは、町商工会 ☎52-2226 お願いします



詳しくはこちらから

◆「令和4年度三股町表彰式」を実施します

町では毎年、町政の振興や町民の福祉増進、産業の進展などに功労のあった人、町民の模範と認められる活動をした人などを表彰しています。

本年度は、新型コロナウイルスの感染対策を講じたうえで実施する予定です。

<表彰の種類>

功 勞 賞 … 町政の振興、産業の進展などに功労のあった人・団体

文 化 賞 … 町の文化向上発展に寄与し、その功績が顕著な個人・団体

善 行 賞 … 町民の模範となる活動をした人・団体 など

※同日は、社会福祉の増進に功績のあった個人や団体に対する「社会福祉功労賞表彰」も行います。

■日 時 = 11月3日(木・文化の日)
午前10時～正午(予定)
※受付開始 午前9時30分

■場 所 = 町立文化会館



★お問い合わせは、
総務課 秘書広報係(2階 ①番窓口) ☎:52-1113(直通)
をお願いします。

◆長田峡ライトアップを開催します



今年も紅葉シーズンにあわせて、地元「長田峡きらめき隊」主催で公園内のモミジや滝をライトアップします。モミジと峡谷美の昼間と夜間の違いをぜひご覧ください。

散策の際は、新型コロナウイルス感染予防に配慮のうえ、どうぞゆったりとお楽しみください。

■日 程 = 11月1日(火)～30日(水)

■点灯時間 = 午後5時～8時
※荒天などで予告なしに中止する場合があります。

■場 所 = 長田峡公園
三股町大字長田6580番地1
※自然公園ですので、特に雨天後は滑りやすく歩きづらい場所もあります。運動靴などでお越しください。

■主 催 = 長田峡きらめき隊 代表 尾山卓(おやま たかし)
「長田峡きらめき隊」:長田峡公園の清掃、整備活動など長田峡を中心とした地域活性化を目的に平成31年3月に発足。
構成員は、地元の壮年クラブ、さんさんクラブなど30人。

■共 催 = 三股町、宮崎をひかりで変える委員会
「宮崎をひかりで変える委員会」:県建築士会などで構成する組織

■協 力 = 長田地区自治公民館連絡協議会、「いきいき集落”長田、長田壮年クラブ

■助 成 = 「みまた景観形成活動支援事業補助金」を活用し実施します。

※詳細は、町公式サイトなどで決まり次第案内します。

★お問い合わせは、
都市整備課 都市計画係(2階 ③番窓口) ☎:52-9067(直通)
をお願いします。

◆「第6回みまた霧島パノラマまらそん」開催！
～霧島連山を眺め、三股路を駆け抜けてみませんか～

新型コロナウイルス感染症の影響により、過去2年延期となっていた「みまたん霧島パノラマまらそん」が3年ぶりに復活します！

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年度に限りハーフマラソンのみの開催となりますが、精いっぱいのおもてなしで全国のランナーをお迎えします！

ボランティアスタッフも募集しています。家族や友人、会社やグループの仲間を誘ってぜひご参加ください。

■開催日 = 令和5年1月22日(日) ※雨天決行

■会場 = 町立文化会館(スタート・ゴール)

■種目 = ハーフマラソン(21.095km)のみ

■カテゴリー = 男女それぞれ高校生～29歳以下、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上、障がい者

■定員 = 1,000人

■参加料 = 4,000円

■参加資格 = 高校生以上の健康な人で、3時間以内に完走できる人であれば誰でも参加できます。

※障がい者は伴走者同伴参加が可能です。エントリー時に伴走者の有無をご記載ください。伴走者ありの場合は、伴走者のゼッケンも主催者が用意します。

※車イスでの参加はできません。

■スタート時間 =

Aブロック(500人)午前9時10分、Bブロック(500人)午前9時12分



■申込締切 =

11月18日(金)

※募集期間内であっても、定数になり次第募集終了となりますので、早めのお申し込みをおすすめします。

■申込方法 =

○インターネット

※申し込みは、10月7日から受け付けています。

ランネット → <http://runnet.jp/>



スポーツエントリー → <https://www.sportsentry.ne.jp/>



○郵便振替

専用用紙記入後、郵便局で参加費をお振り込みください。

※専用用紙以外の振り込みは受け付けできません。

※申し込み後の参加取り消しは返金できません。

なお、振込(申し込み)手数料は各自ご負担となります。

※専用用紙は10月21日(金)以降、町役場窓口・中央公民館窓口で配布します。



★お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(中央公民館内)

☎:52-9312(直通) にお願ひします。

◆令和5年三股町はたちの成人式を開催します

令和5年三股町はたちの成人式を次のとおり開催します。本町では、18歳での成人式行事は行わず、従来どおり20歳を対象として行います。

- 日 時 = 令和5年1月5日(木)
午前10時30分～正午(予定)
- 会 場 = 町立文化会館
- 受 付 = 午前10時～
- 対 象 = 平成14年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人

※対象者には10月中に案内状を送付します。就職・進学で町から転出した人にも、家族が町内在住であれば家族の住所に案内状を送付します。

※参加希望者は、案内状に掲載した QR コードや町公式サイトから、またはお電話で事前に申し込みを行ってください。



★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)
☎:52-9311(直通) お願いします。

◆木造住宅の耐震診断費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

【耐震診断】

- 対象となる建築物 =
昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- 耐震診断費 =
個人負担額…6,000円
(1棟当たり9万4,000円のうち、国・県・町が8万8,000円を補助)
※個人負担額についても、県建築住宅センターの助成制度を利用できる場合があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

- 耐震診断の実施 =
町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の、耐震診断を行い、結果をお知らせします。

- 耐震診断の棟数 =
1棟
※定数になり次第、締め切ります。

★お問い合わせは、
都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)
☎:52-9065(直通) お願いします。



◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車と中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方と後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町と都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費と補助額 =

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 急発進防止装置の装着に要する経費 | 取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。 |
| ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費 | 取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。 |
| ATワンペダルの装着に要する経費 | 取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。 |

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)

をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。

令和4年9月26日現在

| 仕事の内容 | 委託地域 | 工賃 |
|--------------------------------|-----------------------------|---------------------|
| プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り | 三股町、都城市 | 作業内容による |
| 干支の置物の絵付けなど | 三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域 | 1個 10円~50円 |
| 部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど) | 三股町、都城市 | 1個 0.3円~1.8円 |
| 婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い | 三股町、都城市 | 30円~ |
| 自動車用ハーネスのサブ作り | A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市 | A・Bともに 1本 4円~20円 |
| 大島紬織り | 三股町、都城市とその近辺 | 1反 2万~4万5千円 |

◎事業所へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

| 都城就職相談支援センター(都城・小林地区) | |
|-----------------------|---|
| 所在地 | 都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 |
| TEL/ファクス | 25-0300 |
| 受付日 | 月曜~金曜(土曜、日曜、祝日は休みです) |
| 受付時間 | 午前9時~午後5時 |



より詳しい情報は で

保健と福祉(一般)

◆献血バスによる献血を実施します

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、宮崎県内でも献血のご協力が減少しています。安全な血液製剤を安定して供給するために、皆さんの献血へのご協力をお願いします。



| | |
|-----|---------------------------------|
| 期 日 | 11月13日(日) |
| 時 間 | 午前9時30分~正午 / 午後1時30分~4時 |
| 場 所 | ふるさとまつり会場内(受け付けを行った後、献血車内で行います) |

*新型コロナワクチン接種後48時間経過すれば献血可能です。

【事前予約のお願い】

献血会場では、職員の健康チェック、手指消毒、機材の消毒など良好な衛生環境を保持し、安全を確保するため、徹底した対策を行っています。

しかし、時間帯によっては混雑して長時間の「待ち」が生じることがあります。このような状況を避ける観点から、献血の予約をお願いします。

事前に予約いただきその時間に会場に来ていただくことで、密集と「待ち」を回避できます。

■事前予約の方法 =

- ①宮崎県赤十字血液センターのインターネット会員サイト「ラブラッド」に会員登録して予約する。
「ラブラッド」への会員登録方法と予約方法は
県赤十字血液センターの公式サイトを確認してください。

- ②前日の午後5時までに電話で予約する。

宮崎県赤十字血液センター血液推進課 ☎:0985-50-1800



登録はこちら

※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更となる場合があります。

検査後、血液型(Rh±を含む)や健康管理の目安となる検査数値を希望者に通知しています。健康管理にお役立てください。

●400ミリ献血にご協力ください●

- 〈対象・条件など〉・男性17~69歳、女性18~69歳
・体重50kg以上で体調の良い人など

※ただし、65歳以上の人は60~64歳までに献血経験がある人に限られます。その他、当日の問診で献血できない場合があります。



★お問い合わせは、町健康管理センター☎:52-8481(直通)をお願いします。

◆令和5年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります

入園希望者は、新規・継続にかかわらず各園へ早めにお問い合わせください。
また、退園・転園希望者も早めに各園または福祉課へお知らせください。
申し込みは、次の要領で行ってください。

■申込書などの配布日・場所 =

配布日：11月1日(火)から配布します。
場 所：入園希望の保育園・認定こども園・幼稚園

※園が児童数を把握する必要があるため、書類の受け取りは、必ず希望する園でお願いします。

■受付期間・提出先 =

受付期間：11月1日(火)～12月16日(金)(幼稚園型認定こども園)
11月18日(金)～12月16日(金)(保育園、保育園型・幼保連携型認定こども園)
提出先：第1希望の園・継続利用する園

<注意点>

- ※受付期間以降も受け付けますが、期間内に必要書類を提出した人を優先します。
- ※1号認定の申し込みは、園での内定後に申込書の提出をお願いします。
- ※1号と2号の併願の場合は、2号認定での受け付けとなります。
- ※定員の関係上、第1希望に入園できない場合もあります。
- ※2号・3号認定は、町外の保育園・認定こども園への入園には制限があります。
- ※年度途中で他の保育園・認定こども園への転園は認められません。



■提出書類 =

【新規入園者】

- 支給認定申請書兼入園申込書(児童1人につき1部)
- 就労証明書(2号・3号認定を申請する人)
- ※マイナンバーの提示が必要です(「マイナンバーについて」を参照)。

【継続利用者】

- 現況届(児童1人につき1部)
- 就労証明書(2号・3号認定を申請する人)



■マイナンバーについて =

新規入園者は、入園申込書に同居家族を含む世帯全員のマイナンバーの記入が必要です。

また、申込書提出時には、確認のため、世帯全員の個人番号カード、または通知カードと保護者の顔写真付き証明書をお持ちください。

■無償化に関する申請(新2号) =

※1号認定で預かり保育が必要な方・満3歳以上で認可外保育園を利用される方は、別途、施設利用等利用給付認定の申請手続きをお願いします。

■認定区分について =

| 認定区分 | 年 齢 | 保育の必要性 | 教育・保育時間 | 利用できる施設 |
|------|-------|--------|---------|------------|
| 1号認定 | 満3歳以上 | なし | 教育標準時間 | 幼稚園・認定こども園 |
| 2号認定 | 3歳以上 | あり | 保育標準時間 | 保育園・認定こども園 |
| | | | 保育短時間 | |
| 3号認定 | 3歳未満 | あり | 保育標準時間 | 保育園・認定こども園 |
| | | | 保育短時間 | |

※2号、3号の年齢は令和5年4月1日現在の年齢


★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口) ☎:52-9060(直通)
をお願いします。

◆肥料価格高騰対策事業のお知らせ(第1回受付)

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者に対して、肥料購入費用の一部を支援します。

今回は6月～10月注文・購入分が対象です。11月～令和5年5月購入分も支援の対象になりますが、申請時期は来年の予定です。案内はあらためて行います。

| | |
|------------|--|
| 支援の対象となる農家 | 令和3年度に販売実績がある農業者 |
| 支援の対象となる肥料 | 6月～10月注文・購入分 ※肥料法に基づく肥料 ※11月～令和5年5月に注文・購入の春肥分は、あらためて案内します(第2回受付)。 |
| 支援の内容 | 前年度から増加した肥料費の7割を支援金として交付 |
| 申請期間 | ・10月24日(月)～10月28日(金) ・午前9時～正午、午後1時30分～4時 |
| 申請場所 | 町役場4階 第2会議室  |
| 申請に必要なもの | ① 注文票(6月～10月に注文分) ※購入した肥料の種類、数量、金額が分かるもの ② 請求書または領収書 ※肥料の種類、数量、金額が分かるもの ③ 支援金を振り込む通帳 ④ 化学肥料低減計画書 ※令和4～5年の2年間で、化学肥料低減に向けて、「取組メニュー」の中から2つ以上取り組むことが必要です。 ⑤ 参加申込書兼承諾書・口座振替依頼書 ⑥ 令和3年分の販売実績が証明できるもの(令和3年の確定申告書の控えなど) |

【取組メニュー】2つ以上取り組むことが必要

- ア 土壌診断による施肥設計
- イ 生育診断による施肥設計
- ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入
- エ 堆肥の利用
- オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥など)
- カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)
- キ 有機質肥料(指定混合肥料などを含む)の利用
- ク 緑肥作物の利用
- ケ 肥料施用量の少ない品種の利用
- コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用
- サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用なども含む)
- シ 局所施肥の利用 (例)側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥など
- ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用
- セ 化学肥料の使用量およびコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)
- ソ 地域特認技術の利用



※取組内容がわかる書類など(土壌診断の診断結果、購入肥料の伝票、作業時の写真など)は、5年間保管しておいてください。

★お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎:52-9086(直通)にお願いします。



◆11月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします



■11月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

| | |
|------|---|
| 日 時 | <p>回収日：11月9日(水)・11月30日(水) 時 間：《午後1時30分～3時》 ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p> |
| 場 所 | 町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた） |
| 搬入方法 | <p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p> |
| 注意事項 | <p>○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p> |

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

| 種 類 | 注 意 点 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ | <ul style="list-style-type: none"> ・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。 |

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

| 種 類 | 注 意 点 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど | <ul style="list-style-type: none"> ・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。 |

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

| 種 類 | 注 意 点 |
|---|---|
| <p>①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンクなど | <ul style="list-style-type: none"> ・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。 |

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) お願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

先月、群馬県の養豚場において豚熱の患畜が確認(国内84事例目)され、また、野生イノシシでの感染も拡大しており、本地域への侵入リスクはますます高まっています。口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しく下さい。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) をお願いします。



相談

◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します

都城公証人役場では、令和4年から毎月第4土曜日に無料相談所を開設しています。

相談は無料です。秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

| | |
|------|--|
| 期 日 | 10月22日(土)、11月26日(土)、12月24日(土) |
| 時 間 | 午前9時 ~ 午後5時 |
| 場 所 | 都城公証人役場(都城市前田町15街区10の1号) |
| 相談内容 | 遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・賃貸借契約・金銭貸借契約・離婚給付契約等の公正証書作成に関する相談 |
| 相談員 | 公証人役場公証人 |

※事前の予約が必要です。



★予約・お問い合わせは、
都城公証人役場
☎:22-1804 をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

| | |
|-------|--|
| 期 日 | 11月4日(金) |
| 時 間 | 午前10時～午後3時 |
| 場 所 | JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」 |
| 相 談 員 | ばば しんご くわはた みよこ 馬場 真吾、 栗畑 実余子 ※相談員は、変更になる場合があります |

■常設人権相談 =

| | |
|-------|-------------------------------|
| 日 時 | 平日の午前8時30分～午後5時15分 |
| 場 所 | 宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室) |
| 相 談 員 | 人権擁護委員・法務局職員 |

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

| | | |
|------|-------------------|-------------------|
| 期 日 | 11月7日(月) | 11月21日(月) |
| 相談委員 | やしき かずひさ 屋敷 和久 | にしどめ ふみお 西留 文夫 |
| 時 間 | 午前10時～正午 | |
| 場 所 | 町総合福祉センター「元気の杜」 | |

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通) をお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

| | |
|------|--|
| 期 日 | 【都城市】 11月25日(金) |
| 時 間 | 【都城市】 午後1時～4時 |
| 場 所 | 【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階) |
| 内 容 | 消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。 |
| 申込方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。 |

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

| | |
|--------|--|
| 期 日 | 11月16日(水) |
| 時 間 | 午後1時30分～4時30分 |
| 場 所 | 町総合福祉センター「元気の杜」 |
| 内 容 | 土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。 |
| 申し込み方法 | 相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。 |

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

| | |
|-------|-------------------|
| 相 談 日 | 毎週月曜・水曜・金曜(祭日は除く) |
| 時 間 | 午前9時～午後5時 |
| 場 所 | 町総合福祉センター「元気の杜」 |

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

